

医療 子ども医療の適正受診を心掛けましょう

問子ども医療＝こども課☎32-2065、予防接種＝健康増進課☎32-2069

市では、平成29年7月から子ども医療費公費負担制度を拡大し、中学校卒業までの子どもの自己負担額を入院・外来ともに無料としています。これにより、医療機関の窓口での支払いが無くなり、より利用しやすい制度となりました。医療機関を上手に利用することは、子どもの体調の回復を早めるだけでなく、医療費の節約にもつながります。次のことに心掛け、適正な受診に努めましょう。

はしご受診や重複受診はやめましょう

同じ病気で、いくつもの医療機関を受診することは、検査や処置、注射、薬の処方などを最初からやり直すこととなり、体に重い負担となります。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を有効に活用しましょう

先進医薬品と同じ効能・効果を持つジェネリック医薬品を有効に活用しましょう。

予防接種を受けましょう

感染症から子どもを守り、かかった場合も重症化を予防することが期待できます。

子どものインフルエンザ予防接種 助成制度

対象 1歳～中学3年生

自己負担額 1回につき1,000円を差し引いた金額（2回まで助成）

助成期間 平成31年1月31日(木)まで

※接種場所など、詳しくはお問い合わせください



救急医療は適切に利用しましょう

夜間や休日に子どもの病気で心配になった時は、小児救急電話相談を利用しましょう。小児科の看護師などが、症状に応じた適切な対処方法を電話で説明します。急な発熱や嘔吐、けいれん、頭をぶつけたなど、今すぐ病院に行った方が良いか迷った時、まずはお電話ください。

小児救急電話相談

☎ #8000 または ☎086-801-0018

利用可能時間 平日＝午後7時～翌朝8時、土曜日・日曜日・祝日＝午後6時～翌朝8時



選任 公平委員会委員の選任

問公平委員会事務局（総務課内）☎32-2041

9月議会にて、市議会の選任の同意を得て、公平委員会委員を選任しました。

任期 平成30年10月3日～4年間



有本 耕平さん

医療 柔道整復の適正利用にご協力を

問保険年金課国民健康保険係(市役所1階9番窓口)☎32-2071

次に該当する施術は、健康保険を使えない場合があるため、保険で支払った金額の返還を求めることがあります。

- ◆医師の施術同意書が無い骨折や脱臼の施術
- ◆疲労や慢性的な要因による単なる肩こり・筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や改善がみられない長期の施術
- ◆ほかの病院や診療所などで同じ傷病を治療中のもの
- ◆労災保険の適用となる仕事や通勤途中の負傷

領収書を受け取っていますか？

整骨院・接骨院は領収書の無料発行が義務付けられています。領収書を必ずもらいましょう。

※国保被保険者の療養費の支給記録を点検しています。施術内容の照会や領収書の提示を求めることがあります。ご理解とご協力をお願いします

※柔道整復の施術の療養費支給申請書を開示しています。開示希望の人は、保険年金課国民健康保険係までご相談ください

このような資産があれば申告してください

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業（貸付を含む）、売電事業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面、太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗、小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷库 など

会社や個人で工場・商店などを経営している人や、駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を「償却資産」といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産について申告する必要があります。

申告方法 市から送付する申告書に必要事項を記入して提出する
提出期限 平成31年1月31日(木)
申告をしないといけない！
 申告の必要があるにもかかわらず申告をしていない場合、法令により遡及課税や延滞金が掛かります。
特に新規事業者は注意！
 申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。
 市では、償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時には、ご協力をお願いします。

課税 固定資産税（償却資産）申告のお知らせ

問課税課資産税係(市役所2階4番窓口)☎32-2016

税申告 配偶者控除と配偶者特別控除の変更

問課税課市民税係☎32-2015

平成31年度分の個人住民税から、配偶者控除と配偶者特別控除の取り扱いが次のとおり変更されます。

- ◆納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が定められます
- ◆配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が引き上げられます
- ◆納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、この控除は適用されません

控除額の一覧 ※（ ）内は収入が給与所得だけの場合の給与収入額

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下(1,120万円以下)	950万円以下(1,170万円以下)	1,000万円以下(1,220万円以下)
配偶者控除	38万円以下(103万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超90万円以下(103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下(155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	95万円超100万円以下(160万円超166.8万円未満)	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下(166.8万円以上175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下(175.2万円以上183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下(183.2万円以上190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円
	115万円超120万円以下(190.4万円以上197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円
	120万円超123万円以下(197.2万円以上201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円